

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 1 月 27 日付 R04-01020-02582 で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（以下「本件処分 1」という。）については、これを取り消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきであるが、同日付同号で行った公文書不開示決定（存否応答拒否）（以下「本件処分 2」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和5年1月13日付で、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により実施機関に対して、特定日付けの長崎県法令違反等通報制度に基づく通報から調査結果通知に至る資料について、以下の(1)ないし(5)のとおり、開示請求を行った。

- (1) 特定期間の職員番号〇〇〇〇〇〇特定職員（以下「対象職員」という。）の時間外勤務の日付、休日区分、開始時間、終了時間、業務内容がわかるもの。
なお、特定の期間については、時間外勤務申請の「当初」と「修正後」の両方の内容がわかるもの。
- (2) 特定期間の対象職員の出退勤システムの日付、ログオン時刻、ログオフ時刻がわかる資料。始期は出退勤システムが運用されてからで構わない。
（以下前記(1)及び(2)を総じて「本件請求1」という。）
- (3) 長崎県法令違反等通報制度に基づく通報から調査結果の通知に至る全ての資料。関係課：A課、B課（主管課）、人事課
 - ① A課による被通報者、関係者に対する聞き取り調査、その調査結果を受けた主管課、人事課による調査状況がわかる資料など全て。
 - ② 特定日付けの長崎県法令違反等通報制度に基づく通報
 - ③ 特定日、R〇-01020-〇〇〇〇長崎県法令違反等通報制度に基づく通報に対する受理決定について
 - ④ 特定日、R〇-01020-〇〇〇〇長崎県法令違反等通報制度に基づく通報に対する調査結果の通知について
（以下「本件請求2」という。）

- (4) 特定日の対象職員の PC 操作記録、アクセスした HP の URL 等（以下「本件請求 3」という。）
- (5) 複数の特定日の特定相談室の使用状況(キーボックスの鍵の貸出、返却の時刻、借りた職員の職員番号)がわかる資料（以下「本件請求 4」という。）

2 本件処分の内容

実施機関は、本件請求 1 に対して、令和 5 年 1 月 27 日付けて、対象職員の時間外勤務の状況がわかる資料（以下「対象文書 1」という。）及び同職員の出退勤システムの日付、ログオン時刻、ログオフ時刻が分かる資料（以下「対象文書 2」という。）を特定し、職員の人事管理上保有する情報であり、条例第 7 条第 1 号ただし書ウに当たらないため同号に規定する不開示情報に該当するとして、本件処分 1 を行った。また、本件請求 2 に対して、条例第 10 条に該当するとして、本件処分 2 を行い、審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、別途、本件請求 3 に対して、令和 5 年 2 月 10 日付けて公文書部分開示決定を行い、本件請求 4 に対して、同日付で公文書不開示決定（公文書不存在）を行っている。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分 1 及び 2 を不服として、実施機関に対し令和 5 年 4 月 27 日付けて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求めます」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

① 条例第 7 条第 1 号に該当しない

職員の時間外勤務の状況、出退勤システムの情報は、職務の遂行に係る情報である。職員の所得や休暇、健康等に関する情報とは異なり、公務員の時間外勤務に係る情報等を職員の個人に関する情報として保護する必要がない。

② 条例第 10 号に該当しない

存否については、存在していることが既に確定している資料である。

③ 条例第9条に該当する

職員の法令違反の有無について、県当局の調査が十分であったか確認するための重要な資料であり、公開することが公益上必要である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

Ⅰ 本件処分を妥当とした理由

(1) 本件処分Ⅰを適正とした理由

ア 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は不開示とすることを定めたものである。

一方、県政情報の公正さと透明性を確保する観点から、同条ただし書ウにおいて、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を、本来不開示とする個人情報から除外することを定めている。

イ 本件処分Ⅰの検討

条例第7条第1号ただし書ウにおける「職務の遂行に係る情報」とは、公務員として具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報(例:行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席・発言等に関するもの等)である。

一方、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する情報(例:本人の健康や休暇に関する情報、処分歴等)は、管理される職員の個人情報として保護される必要がある。

今回開示請求の対象となっている情報は、後述の職員の人事管理上保有する情報に該当すると判断したため、条例第7条第1号に基づく不開示決定を行ったものである。

(2) 本件処分Ⅱを適正とした理由

ア 条例第10条

条例第10条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号の不開示情報を開示することとなる場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めたものである。

イ 本件処分Ⅱの検討

前提として、条例第5条において「何人も情報開示請求を行うことができる」とされていることから、何人に対しても等しく開示請求権を認める一般

的な開示請求権制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、当該公文書の開示・不開示の判断が変わるものではない。

本件請求2の対象となっている情報は、特定日付けの長崎県法令違反等通報制度に基づく通報から調査結果に至る資料である。

長崎県法令違反通報制度に基づき、通報があった職員に対する調査等を実施した結果、被通報者に法令違反があった場合であっても、懲戒免職等に類するような著しく重大なものを除き、被通報者の氏名等を公表していない。

仮に、同時に複数の上記通報に関する開示請求があった場合、存在応答拒否処分をしないとすると、「公文書不存在」か「不開示(部分開示)」のいずれかの処分を行わざるを得ず、この場合の「不開示(部分開示)」は、公文書が存在することが前提の処分であり、調査等を実施したことを明らかにしてしまう。

また、一般的には、上記通報に基づき、県が調査等を実施したことをもって、当該職員に法令違反等の何らかの事情があったのだらうと第三者に受け止められ、個人の利益を害するおそれがあることから、調査等を行ったという情報は、当該個人にとっては不利益情報に当たると言える。

本件請求2に被通報者等の個人名は記載されていないものの、本件開示請求全体からすると、被通報者が容易に想定されてしまうおそれがあると考えられる。

よって、この存否を答えるだけで、特定の個人に対して当該通報制度の調査等を行ったという事実の有無が明らかとなり、条例第7条第1号の個人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条に該当するものと判断したものである。

2 審査請求の理由に関する部分に対する意見

(1) 審査請求の理由①について

条例第7条第1号が、ただし書ウを設けている趣旨は、個人情報であることを理由に、公務員等がその「職務の遂行に係る情報」を含め不開示とすることにより、県政情報の公正さと透明性を確保できないおそれがあるためである。

審査請求人が挙げる「時間外勤務の状況や出退勤システムの情報」は、上記「職務の遂行に係る情報」に該当するものではなく、使用者(県)が人事管理上保有する職員の個人情報であり、「保護する必要がない」との主張は失当である。

(2) 審査請求の理由②について

前述したとおり、開示請求者が何人であるかによって、当該公文書の開示・不開示の判断が変わるものではなく、県が行った存在応答拒否は妥当であり、

請求人が主張する「存在していることが既に確定している」との主張は失当である。

(3) 審査請求の理由③について

条例第9条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、開示することができることを定めたものである。

審査請求人は、「職員の法令違反の有無について、県当局の調査が十分であったか確認するための重要な資料であり、公開することが公益上必要」と主張するが、県としては、適切に対応してきたところである。

3 結論

上述のとおり、審査請求の趣旨及び理由に関する審査請求人の主張は失当であることから、本件処分は適正であると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分1及び2について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分1及び2に係る公文書において、実施機関が不開示の理由としている条例の規定等を確認したうえで、不開示決定及び不開示決定（存否応答拒否）の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第３条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

(2) 条例第10条について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第７条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

(3) 条例第９条について

条例第９条は、開示請求に係る公文書に条例第７条各号の不開示情報の規定に該当する情報が記録されている場合であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合は、当該公文書を開示することができることを定めたものである。

3 本件処分１及び２について

実施機関は、本件請求１に対して、対象文書１及び２を特定し、条例第７条第１号に該当するとして本件処分１を行い、本件請求２について、条例第１０条の規定に基づき、本件処分２を行っている。そこで、当審査会では、対象文書１及び２に記載された情報の条例第７条第１号該当性並びに本件請求２に係る存否応答拒否の妥当性について検討を行った。

(1) 本件処分１の妥当性について

ア 対象文書１及び２について

実施機関によると、対象文書１及び２は、いずれも県が保有するシステムで管理する電磁的記録とのことであった。

当審査会において、対象文書１のうち審査請求人が開示を求めた期間（以下「開示請求期間」という。）の一部の範囲について紙に出力したのを見

分したところ、時間外勤務入力状況一覧との表題で、所属、班名、職員番号、氏名、日付、休日区分、開始時間、終了時間、時間外内訳、60 時間超過勤務実績、休日勤務、夜間勤務、業務内容及び決裁状況の項目が、職員及び日ごとに記載されているものであった。なお、対象文書 1 の開示請求期間は特定の 10 年間であったが、実施機関が公文書として保有しているのは、過去 5 年分とのことであった。

次に、対象文書 2 のうち開示請求期間の一部の範囲について紙に出力したものを見分したところ、年月、職員氏名、所属及び当月の時間外申請時間計等、並びに、日ごとのパソコンのログオン、ログオフ及び時間外勤務等の時間が記載されているものであった。なお、対象文書 2 の開示請求期間は特定の 10 年間であったが、実施機関が公文書として保有しているのは過去 3 年分とのことであった。

イ 条例第 7 条第 1 号該当性について

条例 7 条第 1 号は、個人に関する情報は原則として不開示とする一方で、個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものについて、例外的に不開示情報から除くことをただし書により規定している。

実施機関は、対象文書 1 及び 2 について、職員の人事管理上保有するものであり、条例第 7 条第 1 号の個人情報に当たるとして不開示決定を行っている。確かに当該情報は、職員の個人に関する情報に該当するものと認められることから、当該情報が同条同号の除外規定に該当するかどうかを以下確認する。

対象文書 1 及び 2 に記載されているもののうち、所属、班名、氏名（職員氏名）については、長崎県職員録に掲載されており、当該職員録は公表されていることから、慣行として公にされている情報であり、条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当するものと認められる。

職員番号については、人事管理上の情報であると認められることから、条例第 7 条第 1 号ただし書ウには該当しない。

上記以外の職員の勤務状況に関する情報は、まさに職務遂行情報と言えることから、条例第 7 条第 1 号ただし書ウに該当するものと認められる。実施機関によると、時間外勤務の時間やパソコンのログオン及びログオフの時間から職員の出退勤時刻が明らかになると、職員の行動パターンが推知され、守るべき個人情報である生活リズムや健康状況等まで把握されうる可能性があるとのことであった。しかしながら、時間外勤務の状況は、職員が勤務時間以外において職務に従事したことを示すもので、職務遂行情報であると認められる。なお、パソコンのログオン及びログオフの時間は、職員がパソコ

ンを使った時間にすぎず、直ちに職員の行動パターンが推知されるものではないと思料する。

以上のことから、職員番号について条例第7条第1号に該当するとして不開示としたことは妥当であるが、職員番号以外の情報について、同条同号の該当性を理由として不開示としたことは妥当でないと思料する。

なお、実施機関が本件請求1に対して特定した対象文書1及び2について、請求対象期間のうち一部の期間については、公文書として保有していないとのことであった。そうすると、実施機関は、条例第11条第2項の規定により、開示請求者に対し、当該公文書を保有していない旨を書面により通知すべきであったものと思料する。

(2) 本件処分2の妥当性について

ア 本件請求2の対象について

本件請求2は、「長崎県法令違反等通報制度に基づく通報から調査結果の通知に至る全ての資料。関係課：A課、B課（主管課）、人事課」として、開示を求めるものである。これに対し、実施機関は、存否を答えるだけで、プライバシー等を侵害することになる個人情報を開示することになるためとして、存否応答拒否の決定を行っていることから、その妥当性について、以下検討する。

イ 存否応答拒否の妥当性について

本件請求2は、法令違反等通報制度に係る公文書についての開示請求である。法令違反等通報制度は、職員等の法令違反等に対して、職員や県民が県に対して通報を行うものであり、通報があった行為や事実に対して調査や是正措置が行われるものであることから、これらの情報は、通報者又は被通報者等の個人にとって、不利益情報に当たるものと思料する。

そうすると、当該通報制度の調査等を行ったという事実が明らかとなると、特定の個人を識別できない場合であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると思料する。

よって、この存否を答えるだけで当該通報制度の調査等を行ったという事実の有無が明らかとなり、条例第7条第1号の個人に関する情報を開示することになるため、条例第10条に該当するとした実施機関の主張は首肯することができる。

以上のことから、実施機関が条例第10条の規定により本件処分2を行ったことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において条例第9条該当性等種々主張するが、いず

れも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第Ⅰ 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 6 年 5 月 27 日	・ 実施機関から諮問書を受理
令和 6 年 10 月 11 日	・ 審査会（実施機関聴取及び審査）
令和 6 年 11 月 13 日	・ 審査会（審査）
令和 6 年 12 月 9 日	・ 答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	
久 部 香 名 子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長